

燒津市随意契約見積心得

(趣旨)

- 1 この心得は、焼津市が行う以下の発注区分における随意契約による見積りについて、見積りをしようとする者（以下「見積者」という。）が守らなければならない事項を定めたものです。
- (1) 建設工事（以下「工事」という。）
 - (2) 建設工事関連業務委託（以下「業務委託」という。）
 - (3) 物品製造等
 - (4) 役務の提供（以下「役務」という。）

(見積りの基本的事項)

- 2 見積者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、焼津市財務規則（昭和 40 年焼津市規則第 13 号）、焼津市契約規則（昭和 53 年焼津市規則第 15 号）、焼津市建設工事執行規則（昭和 53 年焼津市規則第 14 号）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）その他関係法令並びに設計書、仕様書及び図面その他契約締結に必要な条件を承諾のうえ見積りをしてください。

(公正な見積りの確保)

- 3 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(見積書の作成者)

- 4 見積書の作成者は、見積依頼書等において依頼されている法人等の代表者又は依頼されている法人等が、焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成 23 年焼津市告示第 310 号）の規定により有資格者名簿へ登録されている者である場合は、登録先である代表者又は委任者とします。
- 5 見積書の作成にあつては、見積者を表示し、見積者の押印をしてください。

(例) 住 所 □□□□□□□□
見積者 商号又は名称 株式会社△△△△
代 表 者 氏 名 ○○ ○○ 印

- 6 見積書は、封入のうえ、表面に「件名・見積書在中」、裏面に「見積者の住所、氏名」を記入してください。ただし、市長が封入の必要がないと認めるときは、これを省略することができます。

(見積書の提出)

- 7 見積者は、見積依頼書等で指定した提出期限及び提出場所に、見積書の提出をしてください。提出期限に遅れた場合は、棄権とみなします。
- 8 市長は、見積書の提出者に対して、提出時に身分証明書（提出者が4に規定する見積書の作成者以外の代理人の場合は委任状を含む。）の確認を求める場合があります。
- 9 市長が認めるときは、郵送等の送達によって見積書を提出することができます。

(見積書に記載する金額)

- 10 見積依頼書等に特段の定めがない限り、契約相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、

その端数を切り捨てた金額)をもって契約予定金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた金額を見積書に記載してください。

(見積書の金額の数字及び記載事項の訂正)

- 11 見積書に記載する数字は、アラビア数字を用い、金額の初頭に「¥」マークを記入してください。

(例)

		¥	1	2	3	0	0	0
--	--	---	---	---	---	---	---	---

(見積書に記載する金額の訂正)

- 12 金額の訂正は出来ません。
- 13 金額以外の訂正は、訂正する文字に2線を引き、その上部に正書した上、訂正箇所には見積書作成者の印を押印してください。

(見積書の書換え等の禁止)

- 14 一度提出された見積書は、引換え又は変更若しくは取消しをすることはできません。

(見積りする資格のない者)

- 15 見積者（見積者が16に規定する事業協同組合等であるときは、同項に規定する組合員等のいずれかの者。以下同じ。）は、見積依頼書等で個別に定める参加資格を有していない場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積りをすることはできません。また、契約の相手方となることもできません。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではありません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者
- (5) 金融機関の取引停止処分がなされている者
- (6) 解散又は廃業した法人若しくは廃業した個人
- (7) 契約の履行に必要な法律の許可及び登録等を有していない者
- (8) 契約の履行に必要な法律で定める資格を有する者を配置できない者
- (9) 焼津市競争入札参加資格停止措置要綱（平成24年焼津市告示第30号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者
- (10) 法人税（個人の場合は申告所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納をしている者
- (11) 焼津市が課する税の滞納をしている者
- (12) 次のいずれかに該当する者

ア 役員等（見積者が個人事業主である場合にはその者を、見積者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以

下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(事業協同組合等と組合員等)

16 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合又はその他任意に結成された共同企業体など(以下「事業協同組合等」という。)を見積り者とする見積合せにおいて、当該事業協同組合等を構成する組合員又は構成員(以下「組合員等」という。)は、同一の見積合せに参加することはできません。

17 複数の事業協同組合等が見積り者となりうる見積合せにおいて、当該事業協同組合等間に重複して組合員等となる者がいるときは、そのうちいずれか1つの事業協同組合等しか同一の見積合せに参加することができません。

(見積りの無効)

18 次の各号のいずれかに該当する見積りは無効とします。

- (1) 見積りをする資格のない者のした見積り
- (2) 同一事項の見積りについて、2以上の見積りをした者の見積り
- (3) 同一事項の見積りについて、自己のほか、他人の代理を兼ねて見積りをした者の見積り
- (4) 同一事項の見積りについて、2人以上の代理人をした者の見積り
- (5) 4に規定する見積書の作成者でない者がした見積り
- (6) 委任状を持参しないなど見積り者との関係が不明瞭である者が提出した見積り
- (7) 記名、押印を欠く見積り
- (8) 金額を訂正した見積り
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (10) 談合その他不正の行為により見積りを行ったと認められる者の見積り
- (11) 所定の日時、場所に提出しない見積り
- (12) その他見積りの条件に違反して見積りした者のした見積り

(見積りの辞退)

19 見積り者は、見積書を提出するまでは、辞退届を提出することにより、見積りを辞退することができます。

- 20 見積りの辞退を理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。
- 21 見積りの辞退とは、見積書の提出を取り止めることを示し、一度提出された見積書の取消しはできません。

(見積りの中止等)

- 22 市長が必要と認めるときは、見積りの執行を延期し、又は中止することがあります。

(見積書の取扱い)

- 23 提出された見積書は、返却しません。ただし、市長が認めるときは、提案書等の関連資料の一部に限り、返却を受けることができます。

(再度見積り)

- 24 見積りの結果、予定価格の制限の範囲内に見積りがない場合は、再度見積りを依頼します。
- 25 その者でないと履行できないものについて、特定の者に対して見積りを依頼する場合（以下「1 者特命随意契約」という。）において、予定価格の範囲内であっても、必要に応じて再度見積りを依頼することがあります。
- 26 再度の見積りの結果においても、予定価格の制限の範囲内に見積りがない場合は、随意契約の執行を保留し、設計積算等の内容を確認したうえで、再々度の見積りを依頼することがあります。

(再度及び再々度の見積りに参加できない者)

- 27 第 1 回目の見積りにおいて無効とされた見積書を提出した者は、失格となり、再度の見積り以降には参加できません。同様に、再度の見積りにおいて無効とされた見積書を提出した者も、失格となり、再々度の見積りには参加できません。

(契約の相手方の決定)

- 28 見積りをした者のうち、契約の目的に応じて、市長が予定価格の制限の範囲内で、最も適正と認めた者を契約の相手方とします。
- 29 見積価格をもって比較して決定する見積合せにおいて、契約の相手方となる者が、同価格の見積りのため 2 人以上ある場合は、市長が指定する日時及び場所において、当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を決定します。
- 30 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者がある場合は、これに変わって当該見積合せの事務に関係のない職員にくじを引かせます。
- 31 契約の相手方として決定された者に対して、決定の通知（以下「契約者決定通知」という。）をします。また、契約の相手方とならなかった者に対しては、契約の相手方名称及び契約予定金額をファクシミリ等により通知します。

(工事の請負契約における工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知)

- 32 工事の請負契約における契約の相手方は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、契約の相手方の決定から請負契約を締結するまでの間に、市長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併

せて通知しなければなりません。

(契約書等の提出)

- 33 契約の相手方は、40 に規定する契約を除き、契約者決定通知を受けた日から 7 日以内に契約書（請書によるときは請書）に記名押印した契約書（請書によるときは請書）を提出してください。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期限を延長することがあります。
- 34 契約書及び請書の様式は、焼津市建設工事執行規則に定める様式（業務委託及び物品製造等の場合は、別に定める様式。役務の場合は、個別の契約内容に対応したもの。）によります。契約書による場合に添付する契約約款は、工事の場合は、契約締結時に告示している焼津市建設工事請負契約約款（平成 24 年焼津市告示第 58 号）、業務委託の場合は、焼津市土木設計業務等委託契約約款（平成 24 年焼津市告示第 59 号）を用います。
- 35 請書による場合も 2 通作成してください。1 通を市提出用とし、もう 1 通は受付印押印のうえ契約者へ返却します。工事及び業務委託については、契約約款の添付を省略することができますが、契約締結時に告示している契約約款に定める規定が当該契約に適用されます。
- 36 1 件の契約金額（消費税及び地方消費税を除く。）が 100 万円以上の工事の請負契約においては、契約書又は請書の提出時に建設業退職金共済制度に基づく掛金収納書を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書（別に定める様式。以下「報告書」という。）を提出してください。共済証紙の購入枚数の計算方法によっては報告書を省略できる場合があります。
- 37 掛金収納書を提出することができない場合又は契約締結時に提出できない事情があると認められる場合は、その旨を記載して報告書を提出してください。
- 38 契約書のうち、設計図書（図面等）の作成費用については、特に定めがない限り、発注者と受注者で折半とします。

(契約書の作成の省略)

- 39 契約書及び請書の作成を省略する場合は、その旨を通知します。

(市議会の議決を要する契約)

- 40 焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年焼津市条例第 10 号)の規定に基づき、議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨の文言を付記した仮契約書を取り交わします。
- 41 前項の契約にあつては、45 の規定による契約保証に係る保証金又は提出物は、本契約の提出前に提出していただきます。

(契約の確定)

- 42 契約は、市長と契約の相手方が契約書に記名押印したとき、請書による場合にあつては、契約の相手方が請書に押印し、市長が受理したときに確定します。ただし、議会の議決を必要とする契約に該当する場合は、議会の議決を得たときに確定します。

(契約の相手方の決定取消し等)

- 43 次のいずれかに該当するときは、契約の相手方の決定を取消し、契約を締結しません。ただし、市

長が特に認める場合は、この限りではありません。

- (1) 契約の相手方が定められた期日までに契約書及び契約締結時に提出を求めている書類を提出しないとき。
- (2) 契約の相手方が契約保証金の納付又は契約保証金の納付に代わる担保の提供を行わないとき。
- (3) 見積りをした者又は契約の相手方が不正の見積りをしたと認めたとき。
- (4) 契約の相手方の見積参加資格が欠け、又は欠けたことを発見したとき。
- (5) 契約の相手方の自己の責めに帰すべき理由によって既に締結した他の契約を解除されたとき。
- (6) 契約の相手方の決定後、契約の相手方が特別の理由によって契約の締結ができないとき。

44 前項の場合、契約の相手方が焼津市の競争入札参加資格を有するときは、入札参加資格停止の措置を受けることがあります。また、損害賠償の請求を受けることがあります。

(契約保証)

45 契約の相手方は、契約締結に際し、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納付しなければなりません（議会の議決が必要な契約にあつては、本契約の成立前に納付していただきます。）。ただし、見積依頼書等で契約保証金の納付を一部又は全部を免除する旨の記載がある場合は、この限りではありません。

46 契約保証金の納付は、次のいずれかの担保の提供をもって代えることができます。

- (1) 請負契約に基づく債務の不履行による生ずる損害金の支払いを保証する金融機関の保証
- (2) 前払金保証事業会社の保証
- (3) 公共工事履行保証証券による保証
- (4) 焼津市を被保険者とする履行保証保険契約の締結

47 見積者は契約保証の方法を確定し、見積書を提出してください。

48 契約の相手方は、契約者決定通知を受けた時に、契約保証の方法について申し出て、指示を受けてください。

(契約保証金を要しない場合)

49 次のいずれかの場合は契約保証金（契約保証金に代わる担保の提供を含む。以下同じ。）の納付を必要としません。

- (1) 1 件の契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）が 300 万円未満の工事に係る請負契約を締結する場合
- (2) 市長からの要請に基づき行う緊急性が高い災害応急対策又は災害復旧に関する工事に係る請負契約を締結する場合
- (3) 業務委託、物品製造等及び役務に係る契約の場合。ただし、市長が特に必要と認めるときは、契約保証金の納付を要します。

(契約の解除等)

50 見積りに係る虚偽の記載、重大な瑕疵又は不正行為等が、契約締結後に明らかになった場合は、契約を解除することがあります。

51 前項の場合又は請負者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合は、契約保証金は市に帰属

します。契約保証金を免除された者であるときは、免除された契約保証金に相当する金額の賠償金を納付しなければなりません。また、その金額が損害の賠償金額に満たないときは、その不足額をあわせて納付しなければなりません。更に焼津市の競争入札参加資格を有するときは、入札参加資格の停止等の措置を受ける場合があります。

52 債務負担行為及び継続費での案件では、見積依頼書等で示す各年度の支払い額等の条件によります。

(下請負契約の制限)

53 請負者は、同一の案件に係る見積合せの参加者（参加者が事業協同組合等である場合における当該組合員等を含む。）を下請負人にすることはできません。

54 見積合せが不調となり、改めて見積徴取を執行し直した場合、当該不調となった見積合せの参加者を下請負人にすることはできません。

(異議の申立て)

55 見積りをした者は、見積書の提出後、この心得その他の見積り条件の不知、又はその内容の不明を理由として異議の申立てをすることはできません。

(地方公営企業の契約への準用)

56 この心得は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）に基づく地方公営企業が行う契約に係る随意契約に準用します。この場合、地方公営企業法第 7 条に定める管理者を置いているときは、この心得中に「市長」とあるのは、「管理者」と読み替えます。

57 契約保証金の取扱いについて、地方公営企業が管理規程で定める場合は、その定めによります。

58 その他、焼津市契約規則、焼津市建設工事執行規則等の定めるところによります。